

資料編

1. 有識者による助言等

対象とした有識者の助言等の内容について、資料1及び資料2に示す。

資料1 対象とした有識者へのヒアリング事項

有識者	専門事項	ヒアリング事項	実施時期
野鳥研究家	鳥類	希少動植物について 公園の整備法及び活用 法について	平成27年 2月5日
元高校教諭	昆虫類		
元高校教諭(生物)	植物、宮古島史編集関係者		
牧場経営者	宮古馬		

資料2(1) 有識者による助言等

<希少動植物について>

●希少動物について

- ・鳥類のキンバトが事業実施想定区域に生息しており、繁殖地でもある。樹木は可能な限り残すこと。
- ・鳥類のミフウズラが事業実施想定区域で多く確認される。畑や畦道に営巣している。
- ・鳥類のサシバが事業実施想定区域の海岸林を休息に利用している。宮古島では10月から4月まで確認される。
- ・鳥類のシロチドリは事業実施想定区域で繁殖している可能性がある。
- ・爬虫類のキシウエトカゲが事業実施想定区域の宮古島熱帯果樹園まいぱり付近で多く確認される。
- ・爬虫類のサキシマスジゴが事業実施想定区域に生息している。
- ・爬虫類のミヤコカナヘビが事業実施想定区域に生息している可能性がある。
- ・爬虫類のアカウミガメ、アオウミガメが事業実施想定区域東側境界の来間大橋付近で確認される。
- ・昆虫類のミヤコマドボタルが事業実施想定区域に生息している可能性がある。本種は、来間島で多く確認される。
- ・甲殻類のヤシガニ、オカヤドカリが事業実施想定区域に生息している。
- ・その他、外来種であるクジャクが事業実施想定区域に生息している。

●希少植物について

- ・トサカオトメランが事業実施想定区域に生育している。来間栈橋周辺でも確認される可能性がある。
- ・コウシュンウマノスズクサが事業実施想定区域に生育している。本種は宮古島が分布の北限となっている。

<公園の整備法及び活用法について>

●公園の整備法について

- ・事業実施想定区域にバードウォチングのコースを整備するだけではなく、近隣の与那覇湾と連携した整備が望まれる。
- ・海岸植物における帯状分布の構造を破壊しないよう、配慮した整備が望まれる。
- ・遊歩道は人が一人歩けるような幅にして、魅力的な場所に配置してほしい。
- ・海岸植物のハスノハギリは残してほしい。
- ・自然のまま植物や砂浜を残していくことが重要である。風の道を作ると、砂が溜まるので大きな遊歩道はつくらない。また、オープン・スペースを作ると、つる植物が繁茂するようになる。
- ・シャワー室は、コンクリート造にすると非行者のたまり場になる可能性があるので、柱造りの簡易なものでも良い。

●公園の活用法について

- ・公園で宮古馬を飼育するのであれば、近親交配を避けるため広い場所で飼いたい。餌としてナピアグラス等を植える必要がある。
- ・宮古馬の飼育にあたり、爪を切ること、去勢が必要である。
- ・ホースセラピーのニーズが高まる中、乗馬用に調教が必要である。現在、トレッキングや引き馬、海中散歩の訓練を行っている。